

中小企業者等向け設備投資促進税制の拡充—平成 29 年度税制改正

(担当：二本)

1. はじめに

平成 29 年度税制改正では、中小事業者の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国の GDP の約 7 割を占めるサービス産業の生産性の向上を図る為、サービス産業も含めた中小企業が行う生産性の向上につながる設備投資への支援を拡充する措置が講じられることとなりました。

2. 中小企業経営強化税制の創設

中小企業投資促進税制のうち、生産性の高い先進的な設備や生産ライン等の改善に資する設備への投資を対象に、即時償却又は税額控除ができる上乗せ措置（適用期限：平成 29 年 3 月 31 日まで）について、中小企業等経営強化法の認定計画に基づく制度に改組したうえで、これまで対象外であった器具備品及び建物付属設備を対象設備に追加することとされました。

ただし、この適用を受けるためには中小企業等経営強化法による経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

ここで、認定の申請フローをご説明します。

〈認定の申請フロー〉

1.対象設備の選定	導入予定の設備が、中小企業投資促進税制の適用対象になるかどうか判定。
2.確認者から証明書等の入手	生産性向上設備であれば工業会から証明書を、収益力強化設備であれば経済産業局から確認書を取得。
3.担当省庁に経営力向上計画認定申請書を提出	2.の確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、計画申請書、証明書等の写しを添付して、担当省庁に提出。
4.経営力向上計画の認定	担当省庁が経営力向上計画認定申請書を受理してから、標準処理時間 30 日ほどで、経営力向上計画が認定され、認定書が発行される。
5.対象設備の取得・事業供用	認定を受けた経営力向上計画に基づく設備を取得し、事業供用。
6.税務申告	証明書等、申請書および認定書（いずれも写し）を添付したうえで税務申告。

原則として、経営力向上計画の認定後に設備を取得する必要がありますが、先に設備を取得してしまう場合も想定されます。

そのような場合にも、弾力的な対応がなされており、設備取得後 60 日以内に経営力向上計画が担当省庁に受理されれば、認定を受けることが可能です。この場合の受理とは、単に提出したことを言うのではなく、書類の不備があつて追加の書類の提出を求められた場合には、まだ受理されていませんので、余裕を持った申請が必要です。また、制度の適用は事業年度単位で見ることから、この税制の適用を受けるためには、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した事業年度内に認定を受ける必要があります。事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることは出来ませんので、ご注意ください。

〈参考（中小企業経営強化税制の概要）〉

対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等のうち、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの	
適用期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの取得等	
対象設備	中小企業等経営強化法に規定する次の設備	
	生産性向上設備（A 類型）	収益力強化設備（B 類型）
	最新モデルかつ生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備 ①機械装置（取得価額 160 万円以上/販売開始時期 10 年以内） ②測定工具・検査工具（30 万円以上/5 年以内） ③器具備品(30 万円以上/6 年以内) ④建物付属設備（60 万円以上/14 年以内） ⑤一定のソフトウェア（70 万円以上/5 年以内）	投資計画における投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備 ①機械装置（160 万円以上） ②工具・器具備品（30 万円以上） ③建物付属設備（60 万円以上） ④ソフトウェア（70 万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	即時償却または 7%税額控除 (資本金 3,000 万円以下の法人・個人事業者は 10%)	